令和5年度

風しんワクチンの接種費用助成のお知らせ

大阪市では、赤ちゃんの先天性風しん症候群を予防するため、風しんの抗体価が 低い方を対象に風しんワクチンの接種費用を助成します。

1 対象者

接種当日の時点で大阪市民(住民登録のある人)で、風しんの抗体価が低い次のいずれかに該当する方とします。

(1) 妊娠を希望する女性 (2) 妊娠を希望する女性の配偶者(妊婦の配偶者含む)

次に該当する場合は対象外とします。

- ア 風しんの抗体を有している者(HI法で32倍以上、EIA法で8.0以上など)
- イ 妊娠中の女性、又は妊娠している可能性がある女性
 - ※妊娠中にワクチン接種はできません。
 - ※あらかじめ約1か月避妊した後に接種し、その後2か月は妊娠を避ける必要があります。
- ウ 平成25年度以降実施した風しんワクチン接種費用助成事業により、麻しん風しん混合(MR) ワクチン又は風しんワクチンを接種した者
- エ 1962 (昭和37) 年4月2日から1979 (昭和54) 年4月1日生まれの男性のうち、風しん抗体価がH法で8倍以下(EIA法6.0未満など)の方
 - ※「風しんの第5期の定期接種」の制度で予防接種(無料)を受けることができます。

2 対象ワクチン

麻しん風しん混合(MR)ワクチン、風しんワクチン ※麻しんおたふくかぜ風しん混合(MMR)ワクチンは助成対象外です。



3 助成内容

対象ワクチンの接種について、医療機関で実際に支払った額を助成(助成限度額あり)。

- ▶ 麻しん風しん混合(MR)ワクチンの場合
- 10,285円(助成限度額)

▶ 風しんワクチンの場合

6.743円(助成限度額)

<注意>ただし、被接種者本人またはその主たる生計維持者のいずれかが、一定以上の 所得がある場合(下記表参照)は、2,000円を差し引いた額を助成します。

	ワクチン接種に係る所得限度額		
扶養人員	所得制限限度額	収入額(目安額)	
0人	622万円 833万3千円		
1人	660万円	875万6千円	
2人	698万円 917万8千円		
3人	736万円 960万円		
4人目以降	3人の所得制限限度額に1人につき3	88万円を加算した額	

※所得額の計算方法について、詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

4 助成方法

償還払い(医療機関に接種費用を一旦お支払いいただいた後、本市より返還)

※生活保護受給者または市民税非課税世帯の方で、接種費用の一時立て替えが困難な場合は、大阪市保健所感染症対策課あてご相談ください。

次の書類を添えて、大阪市保健所感染症対策課に郵送により申請してください。

申請には、〇印の書類をご準備ください。 詳細は、大阪市ホームページでご確認ください。

風しんワクチン接種費用助成

検索



<申請書類一覧>

2023年1月1日時点の住所		点の住所	必要書類
市内	市外	海外	
0	0	0	大阪市風しんワクチン接種費用助成申請書 上記大阪市ホームページからダウンロードしてください。
0	0	0	風しん抗体検査結果書類(写し) 申請者氏名・検査結果・採血日・検査機関名が確認できるもの。 ※採血日が予防接種日以前のものに限ります。
0	0	0	公的な本人確認書類(写し) 住所・氏名・生年月日が確認できるもの。 (例:健康保険証、運転免許証等。現住所が裏面にある場合は、必ず 裏面も必要です。)
0	0	0	領収書(原本) 申請者氏名・支払金額・ <u>接種ワクチン</u> ・接種日・医療機関名が確認で きるもの。※診療明細書のみでは不可です。
0	0	0	通帳又はキャッシュカード(写し) 口座名義・金融機関名・支店名(支店番号)・口座番号が確認できる もの。※予防接種された方ご本人名義に限ります。
	0*		2023(令和5)年度<u>課税(所得)証明書</u>(原本) ※詳しくは下記をご確認ください。
		0	パスポート又は在留カード(写し) 本人確認(氏名・生年月日・住所)及び出国日・入国日又は上陸年月 日が確認できるもの。

※課税(所得)証明書について

接種日時点において、申請者及び申請者と同一世帯のすべての方(16歳未満の方を除く)について、課税(所得)証明書が必要です。

ただし、その方々が2023(令和5)年1月1日時点で大阪市在住であるか、扶養家族(地方税法上)である場合は 提出不要です。

<課税(所得)証明書の取得方法>

2023(令和5)年1月1日時点の住所のあった市区町村で課税(所得)証明書の発行を依頼してください。

<課税(所得)証明書に代用できる書類>

市区町村長発行の2023(令和5)年度住民税決定通知書(写し) (※住所・氏名・総所得金額が確認できるページをご提出ください。

源泉徴収票や確定申告書は不可です。

また、2023(令和5)年度課税(所得)証明書・住民税決定通知書について、市区町村の取扱いにより2023 (令和5)年6月以降でないと発行できない場合がありますので、その際は2022(令和4)年度のもので構いません。

申請書提出先・お問い合わせ

◆郵送にかかる費用は申請者の自己負担です。



大阪市保健所感染症対策課(感染症グループ)

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 あべのメディックス11階 TEL:06-6647-0656 FAX:06-6647-1029